

**改正**

平成19年 3月30日告示第75号

平成20年 3月25日告示第30号

平成22年 6月23日告示第71号

平成23年 4月 1日告示第62号

山武市広告掲載要綱

山武市広告掲載要綱（平成18年山武市告示第258号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この告示は、市の資産への民間企業等の広告掲載を通じて、その資産を広告媒体として活用することにより市の新たな財源を確保し、もって、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告を掲載することが可能なものをいう。

ア 市のウェブページ

イ 市が発行する刊行物、印刷物及びこれに類するもの

ウ 市の所有する施設等

エ その他広告を掲載することができると市長が個別に認めるもの

（2） 部等 山武市行政組織条例（平成18年山武市条例第13号）第2条に規定する部及び山武市の行政委員会をいう。

（3） 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出すること。

（4） 広告主 広告媒体へ広告を掲載又は掲出しようとする者

（広告に関する基本的な考え）

**第3条** 広告の内容及び表現は、社会的に信用性及び信頼性が保てるものでなければならない。

2 広告は、市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲のものでなければならない。

3 広告媒体が屋外広告に該当する場合は、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、

街の美観風致を著しく阻害する内容及びデザインであってはならない。

(広告主の責務)

**第4条** 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 広告掲載において、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 4 広告主は、市税等を完納していなければならない。
- 5 広告主は、掲出しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）に規定する許可を受けなければならない。

(広告掲載に関する個別の基準)

**第5条** 市長は、広告掲載を行おうとする広告媒体ごとに、山武市広告審査委員会の意見を聴き、個別の基準を定めるものとする。

(広告掲載に関する事務)

**第6条** 広告掲載に関する事務は、広告媒体を所管する部等において処理するものとする。

(審査機関)

**第7条** 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、山武市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 前項に規定する委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 第2項に規定する委員は、総務部長、総務課長、企画政策課長、財政課長、秘書課長、市民自治支援課長、課税課長、都市整備課長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長の職にある者がその職務を代行する。

(会議)

**第8条** 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 審査会の会議を招集する暇がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(庶務)

**第9条** 審査会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

**第10条** この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成19年告示第75号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成22年告示第71号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成23年告示第62号)

この告示は、公示の日から施行する。